

ソフトウェア製品の供給に関する契約約款

(2023年3月)

1. 対象および適用範囲

- 1.1 ソフトウェア製品の供給に関する本契約約款（「**本ソフトウェア約款**」）は、(i) 日本国東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー13階に主たる事業所を持つジック株式会社または (ii) ジック株式会社の関係会社（(i)および(ii)を個別にまたは総称して「**SICK**」といいます。）がお客様に対し、お客様自身によって、またはお客様の依頼等により **SICK** によって、お客様が管理している施設の構内に設置されたお客様が管理する機器（「**オンプレミス**」）にインストールされ、そこで運用されるソフトウェア（以下「**本ソフトウェア**」）を、暫定的または永久的に提供する場合に適用されます。「**関係会社**」とは、いずれかの個人もしくは事業体が支配する、当該個人もしくは事業体により支配される、またはその共通の支配下にある他の個人または事業体を意味します。ここで、支配とは、議決権付き証券もしくは議決権付き持分の所有によるか契約または他の理由によるかを問わず、経営および方針を指示し、または指示させる権限を直接または間接に有することを意味します。
- 1.2 個別契約書、見積書、**SICK** の製品説明書および/または本ソフトウェアを供給または提供する **SICK** の売買契約約款（「**本売買約款**」）にも本ソフトウェア約款は適用されます。
- 1.3 本ソフトウェア約款は、アップデートの提供時に別段の合意がない限り、お客様に提供された本ソフトウェアのその後のバグ修正、パッチ、更新、アップグレードなど（以下「**アップデート**」）と総称します。）ならびに本ソフトウェアの許可された複製物にも適用されます。
- 1.4 齟齬が生じた場合、上記の文書は下記の優先順位で適用されます。
 - (1) 個別契約書
 - (2) **SICK** の見積書
 - (3) **SICK** の製品説明書
 - (4) 本ソフトウェア約款
 - (5) 本売買約款
- 1.5 **SICK** がインターネット経由で提供するソフトウェアおよびサービス（「**サービス**」または「**SaaS**」）は、別の条件、すなわち **SaaS** に関する一般契約約款（「**本SaaS約款**」）に準拠します。本ソフトウェアがハードウェアと組み合わせて提供される場合、本ソフトウェア約款は、ハードウェアには適用されないものとします。ハードウェアについては本売買約款のみが適用されます。本ソフトウェアと組み合わせて提供される追加サービス（コンサルティング・サービス、トレーニングなど）は、別の契約の対象となります。疑義が生じた場合、当該サービスは、各 **SICK** 法人の役務提供に関する一般契約約款（「**本サービス約款**」）に準拠します。
- 1.6 **SICK** の各種契約約款は全て、**SICK** 各法人のウェブサイトにおいて、または www.sick.com でそれぞれの国を選択することにより閲覧することができます。
- 1.7 製品説明書に明示的に記載されている場合を除き、本ソフトウェアのさらなる開発のためのライセンス（開発ライセンス）の付与は、別の個別契約に準拠します。
- 1.8 逸脱する、矛盾する、または補足的なお客様の契約約款は、**SICK** が把握しているか否かを問わず、その適用が書面で明示的に合意されない限り、契約の一部とはなりません。

2. 使用権および OSS ライセンス条件

- 2.1 本ソフトウェアは、著作権により保護されています。**SICK** はお客様に対し、契約書および/または合意されたバージョンの製品説明書に記載の本ソフトウェアをお客様の事業目的で使用し、サブライセンス許諾不可の非独占的な権利を付与します。当該使用権は、各契約の期間に限定されることがあります。アップデートのインストール時をもって、ソフトウェアの各旧バージョンを使用する権利は終了します。ネットワーク・ライセンスの場合、お客様は契約期間中、本ソフトウェアを契約で合意された使用範囲内で社内ネットワークにおいて利用に供することができますが、これがクライアント・サーバー運用に必要である範囲に限られます。
- 2.2 契約書および/または製品説明書ならびに本契約に別途定めるライセンス形態の説明には、**SICK** がお客様に付与する使用権の範囲が定められています。お客様は、本ソフトウェアの財産権を購入するものではありません。本ソフトウェアに係る全ての権利および本ソフトウェアの特許、著作権、営業秘密、その他の産業財産権に係る全ての権利は、引き続き **SICK** または **SICK** に本ソフトウェアの使用許諾権を付与した第三者に帰属します。**SICK** は、本契約に基づいて明示

的にお客様等に付与されていない本ソフトウェアに係る全ての権利を留保します。

- 2.3. お客様は、本ソフトウェアのプログラム・コードの使用、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行い、その部品を抽出し、または他の方法でソース・コードを特定し、派生的ソフトウェア製品を作成する権利を有しません。ただし、これが法または本ソフトウェア約款の第2.9条によって許容される場合はこの限りではありません。本ソフトウェアが第三者の IT 製品と連動し、適が必要となる場合、お客様は、**SICK** および/または各ソフトウェア・メーカーに相互運用性の確立に必要な情報を要請します。
- 2.4. 本ソフトウェアは、機械判読可能な形式（オブジェクト・コード）のみで供給されます。ソース・コードは、別個の契約を根拠とする場合に限り、またはオープンソース・ソフトウェアの適用使用条件において求められる場合に限り、お客様に提供されます。
- 2.5. お客様は、データ記憶媒体から、著作権表示、シリアル番号および他のプログラム識別機能ならびに英数字、その他のマークを取り除くことはできません。
- 2.6. お客様は、本ソフトウェアを複製することができますが、契約で合意された本ソフトウェアの使用または指定された使用の際に各複製が必要となる範囲に限られます。上記第一文の意味における必要な複製には、特に、使用するハードウェアの大容量記憶装置にデータ記憶媒体原本から本ソフトウェアをインストールすることおよび本ソフトウェアを作業メモリにアップロードすることも含まれます。
- 2.7. 第2.6条にかかわらず、下記の場合、複製は制限されません。
 - **SICK** によって販売される製品とともに無償で提供される本ソフトウェアの場合。
 - インターネットから無償でダウンロードすることができる本ソフトウェアの場合。ただし **SICK** ハードウェアの操作または構成に本ソフトウェアが必要である場合に限られます。
- 2.8. 本ソフトウェアには、本ソフトウェアとともに供給されるオープンソース・ソフトウェアなど第三者のテクノロジーが含まれる場合も、当該テクノロジーの使用を必要とする場合もあります。お客様には当該第三者のテクノロジーに対するライセンスが付与され、当該ライセンスは、各文書、readme ファイル、情報ファイルまたは他の類似の文書もしくはファイルに定める個別ライセンス条件（「**OSS ライセンス条件**」）の対象となり、これは本ソフトウェア約款に優先します。本ソフトウェアまたはその一部を使用するお客様の権利が **OSS** ライセンス条件の対象である場合、当該お客様の権利は、本ソフトウェア約款による制限を一切受けません。該当する **OSS** ライセンス条件によりソース・コードの提供が求められる場合、**SICK** は、書面による要請を受け次第、適宜、引渡費用および管理費用の支払いと引き換えにそれを提供します。**SICK** は、オープンソース・ソフトウェアの使用および使用条件をお客様に通知し、使用条件に定められる場合は使用条件を提供します。
- 2.9. オープンソース・ソフトウェアではない他のプロバイダーのソフトウェア（サードパーティーソフトウェア）は、本ソフトウェア約款に加え、**SICK** によって文書化または提供される当該サードパーティーソフトウェアのライセンス条件の対象となります。齟齬が生じた場合、より厳しい各規則が適用されますが、下記の場合は例外とします。サードパーティーソフトウェアのプロバイダーが本契約約款の第2.3条に基づいて禁止される活動を明示的に許可または要求する場合はその範囲において、サードパーティーソフトウェアの使用条件は、本ソフトウェア約款に優先します。
- 2.10. **SICK** は、本ソフトウェアの使用を監視し、お客様がライセンス条件を遵守しているかを確認する本ソフトウェア内のセキュリティ機構を使用する権利を留保します。このセキュリティ機構は、本ソフトウェアの使用状況および本ソフトウェアから作成されたコピーの数に関連するデータを保存することができます。**SICK** は、ライセンス管理ソフトウェア、本ソフトウェアへのアクセスを制御するためのライセンス認証キーおよび/またはハードウェアに関するデバイス・セキュリティ対策を使用する権利を留保します。お客様は、この対策を回避または妨害する措置を講じてはなりません。
- 2.11. **SICK** は、お客様の正当な利益を考慮したうえで、無償で提供された本ソフトウェアを変更し、新たな本ソフトウェアを無償または有償で利用に供し、無償の本ソフトウェアの提供を中止する権利を留保します。有償の本ソフトウェアは、いつでも（現行の契約期間中を含みます。）、変更後の法的条件もしくは技術条件、API との互換性に、本ソフトウェアの進歩に関し、または技術の進展に適合させる

ソフトウェア製品の供給に関する契約約款

(2023年3月)

- ことができます。合意された基本的機能は維持されます。第9.3条が適用されます。
- 3. ライセンス形態**
- 3.1. SICK のオンプレミス・ソフトウェア製品は、様々なライセンス形態で入手可能です。各本ソフトウェアに適用されるライセンス形態は、契約書および/または製品説明書にて指定されます。其処でライセンス形態が特に指定されていない場合、デバイス・ライセンスが付与されます。
- 3.2. 特に、下記のライセンス形態で個々の本ソフトウェアまたは本ソフトウェアの製品群が提供されます。
- 「デバイス」ライセンスとは、本ソフトウェアが特定のデバイスに関して許諾され、ハードウェア ID を通じてこのデバイスに接続されることを意味します。本ソフトウェアは、このハードウェア上でのみ使用可能です。
 - 「指名ユーザー」ライセンスとは、本ソフトウェアへのアクセスが、お客様の会社内のお客様から指名された人および本契約に従いライセンスが有効に購入された人に限定されることを意味します。
 - 「シングル」ライセンスとは、お客様が1台のデバイスまたは1台のワークステーションで本ソフトウェアを使用する権利を有することを意味します。
 - 「フローティング」ライセンスとは、本ソフトウェアに随時アクセスする権利が本契約に従い有効なライセンスが購入された最大数の正規ユーザーに限定されることを意味します。
 - 「サーバー」ライセンスとは、本ソフトウェアの使用がお客様の指定する個別ローカル・サーバーに限定されることを意味します。
 - 「カンパニー」ライセンスとは、お客様が複数のデバイスで、またはその会社内の複数のワークステーションで同時に本ソフトウェアを使用する権利を有することを意味します。当該カンパニー・ライセンスにデバイスおよび/またはワークステーションの数が明確に記載されていない範囲で、当該使用は数の制限なく許可されます。これにはお客様の関係会社のデバイスおよびワークステーションでの使用は含まれません。関係会社には、別個のライセンスの購入またはグループ・ライセンスが必要となります。
 - 「グループ」ライセンスとは、お客様およびお客様の関係会社が複数のデバイスで、または複数のワークステーションで同時に本ソフトウェアを使用する権利を有することを意味します。グループ・ライセンスにデバイスおよび/またはワークステーションの数が明記されていない場合はその範囲で、お客様のグループ内での使用は、数の制限なく認められます。お客様は、ネットワーク内または他の複数ステーションのコンピューティング・システムにおいても本ソフトウェアを使用する権利を有します。
- 4. ソフトウェアの移転**
- 4.1. SICK はお客様に対し、本ソフトウェア全体を、本ソフトウェアの使用を完全に中止した時点で第三者に移転する権利を付与します。本ソフトウェアが物理的な形式で移転されるか、無形の形式で移転されるかを問わず、暫定的または部分的に第三者に使用を移転することは禁止されています。
- 4.2. 本ソフトウェアは、(i) 本ソフトウェアの全ての原本が第三者に移転され、お客様が作成したあらゆるコピーが削除されたことをお客様が確認し、(ii) 第三者が本ソフトウェア約款、特に本契約約款に定めるライセンス条件および移転条件に書面で同意する場合に限り、移転可能となります。ライセンスの移転により SICK に何らかの費用が生じた場合、当該費用は、お客様が負担します。
- 5. フリーウェア、デモ・バージョン、テスト・バージョンまたはトライアル・バージョン**
- 5.1. 評価またはテストを目的とした本ソフトウェアのバージョン（デモ・バージョン、テスト・バージョンまたはトライアル・バージョンなど）を SICK がお客様に提供する場合、当該バージョンを使用するお客様の権利は、(i) お客様の会社での社内評価またはテストを目的とする場合、および適宜 (ii) SICK が指定する期間に限定されます。生産性を伴う使用は固く禁じられます。使用権は、SICK が指定する期間満了と同時に自動的に消滅します。
- 5.2. 第5.1条に基づく本ソフトウェアおよび無償で提供される本ソフトウェア（「フリーウェア」）は、機能的制限を受ける場合があり、その使用は全て、お客様自身のリスク負担とします。上記第4条は適用されません。
- 5.3. SICK は、第5.1条に基づく本ソフトウェアのバージョンまたはフリーウェアを提供する際、特定の財産に対する保証の意味での責任を否認します。第12条は適用されません。
- 6. プログラミングサンプル**
- SICK から無償で提供され、プログラミングサンプルと明示的に指定される本ソフトウェアは、本契約約款第2.4条の定めから逸脱してソース・コードで提供されるものとし、契約書および/または製品説明書に定める仕様書の範囲に該当する場合は本契約約款第2.3条から逸脱してお客様により自由に変更されることができません。プログラミングサンプルは「現状有姿」で提供され、機能保証はありません。第11条および第12条は適用されません。
- 7. ログイン・データ/パスワードに関する責任**
- 7.1. 本ソフトウェアを使用するためのログイン・データおよび/またはパスワードは、お客様が秘密に保持しなければならない、いかなる場合においても認められていない第三者に提供してはなりません。
- 7.2. 認められていない第三者がお客様のログイン・データおよび/またはパスワードへのアクセス権を得た、または得る可能性があるという懸念が生じた場合、お客様は直ちに support@sick.jp の電子メールをもって SICK に通知します。
- 8. 報酬、支払条件**
- 8.1. 本ソフトウェアの使用権に対する SICK への報酬額は、契約で合意された価格に依ります。本ソフトウェアの使用に対して支払われる価格は、1 回限りの支払い（ライセンスの購入、インストール料金など）、繰り返し発生する支払い（月次ライセンス料など）、使用ごとの支払い（従量課金方式）および/または個別追加料金で構成されます。詳細は、別途締結する契約書および/または製品説明書に記載されます。
- 8.2. 繰り返し発生するサービスに対する報酬は、合意された実施期間に対して事前に請求されます。
- 8.3. 報酬の支払期日は、請求書の日付から 14 日以内とします。
- 8.4. SICK は、SICK への支払い期限が到来したお客様に対する全ての請求が完済されるまで、本ソフトウェアに係る全ての権利を留保します。
- 8.5. 反対請求に異議申し立てがなされない場合または反対請求が法的に確定された場合に限り、お客様は当該反対請求を相殺することができます。
- 9. お客様による協力義務**
- 9.1. お客様は、本ソフトウェアの主要な機能的特徴およびシステム要件を十分に理解している前提で、本ソフトウェアがお客様の要望や必要性を満たすか否かに関するリスクを負います。疑義が生じた場合、お客様は、契約締結前に、SICK の従業員および/または適格な第三者の助言を求めるべきです。このことは、本ソフトウェアがお客様の仕様に従い作成もしくは構成されたものである場合または SICK が本ソフトウェアそのものを構成する可能性をお客様に提案する場合は特に適用されます。SICK は、お客様の仕様の適格性、完成度などを確認する義務を負わないものとします。
- 9.2. お客様は、本ソフトウェアに起因する追加的な負荷も考慮に入れつつ、本ソフトウェアのための十分な規模のハードウェアおよびソフトウェアの操作環境を確認する責任を単独で負います。上記の定めは、操作システムに関するセキュリティ・パッチの実装、ウイルス対策ソフトウェアの使用およびファイアウォールの起動に関しても適用されます。
- 9.3. お客様は、SICK から提供された本ソフトウェアのアップデートを直ちにインストールするものとします。お客様がこの義務に従わなかったことにより生じた損害、費用および請求（第三者請求を含みます。）につき、お客様は、SICK を免責します。別段の明示的な合意がない限り、アップデートは、www.sick.com から入手可能であり、さらなる詳細は、契約書、製品説明書および/またはリリース・ノートに記載される場合があります。SICK はお客様に対して別個に通知する義務を負いません。

ソフトウェア製品の供給に関する契約約款

(2023年3月)

- 9.4. 本ソフトウェアを使用する前に、お客様は、既存のハードウェアおよびソフトウェアの構成に瑕疵がないことおよび使用可能であることについて徹底的なテストを行います。これは、保証義務のもとで提供された本ソフトウェアにも適用されます。
- 9.5. お客様は、本契約に基づく SICK の納品物およびパフォーマンスを全て、速やかに検査し、瑕疵があれば速やかに SICK に通知します。お客様が速やかに SICK に通知しない場合、検査時に明らかにならなかった瑕疵を除き、納品物およびパフォーマンスは承認されたものとみなされます。そのような瑕疵が後に明らかになった場合、発覚し次第速やかに通知しなければなりません。そうしない場合、納品物およびパフォーマンスは、当該瑕疵も考慮したうえで承認されたものとみなされます。
- 9.6. SICK が本ソフトウェアそのものの提供を超える義務を負う場合、お客様は、無償で、従業員、作業場所、ハードウェアおよびソフトウェア、データならびに通信システムを提供するなどして、必要な範囲において SICK を支援するものとします。
- 9.7. 本ソフトウェアの全部または一部が適切に作動しない場合に備えて、お客様は（日々バックアップを作成する、トラブルシューティングを行う、データ処理の結果を定期的に精査するなどして）適切な予防措置を講じるものとします。お客様が別段の内容を事前に明確に示さなかった場合はその範囲で、SICK は、触れる可能性がある全てのお客様のデータは既にバックアップされていると想定することができます。これは、同様に特にアップデートのインストールに関わる時など、あらゆる設定およびパラメーターにも適用されます。
- 9.8. SICK は、(お客様によるアンケート用紙への記入など) お客様の自己監査の形でライセンス条件の遵守状況を検証する権利を有します。お客様は、当該監査を受けることで、事実即した情報を提供する義務を負います。さらに SICK は、SICK に対する職業上の守秘義務を負う独立した専門家によってお客様の事業所において当該条件の遵守状況を監査する権利を留保します。当該専門家は、ライセンス違反が行われ、当該違反の追及に開示が必要である場合はその範囲に限り、SICK に情報を開示することができます。監査は、少なくとも 2 週間前の書面での通告により実施されます。訪問および監査の間、お客様は、第三者の個人データが専門家に移転されず、他の方法で開示されないよう徹底します。さらに、監査に必要であれば、お客様は、専門家に情報を提供し、検査を許可する義務を負います。
- 9.9. お客様は、この協力義務の違反に起因するあらゆる結果に責任を負う、それによる追加費用を負担します。
- 10. 契約期間、ライセンス期間**
- 10.1. 別段の明示的な合意がない限り、ライセンスの付与は、ライセンス料の支払いを条件とします。ライセンス契約の有効期間は、契約で合意された期間または製品説明書に記載される期間とします。別段の合意がない限り、当該期間は、その後の 12 か月間（延長期間）にわたり自動的に更新されます。ただし、いずれの契約当事者も、固定期間または延長期間の各終了の 3 か月前に通知することにより契約を解除することができます。ただし、別段の定めがない限り、SICK ハードウェアの一部である本ソフトウェアまたは SICK ハードウェアの使用にとって不可欠な本ソフトウェアを使用する権利は永久的です。
- 10.2. お客様が (a) 報酬の支払いを遅らせた場合または (b) 他の方法で本ソフトウェア約款に違反した場合、SICK は、通知期間を遵守することなく契約を解除することができます。ただし、違反がお客様の責に帰しない場合または違反およびその結果が軽微なものに過ぎない場合は例外とします。その場合、お客様は、使用に対して支払った報酬の弁済を受けられません。SICK の損害賠償請求権は、その影響を受けることなく存続するものとします。
- 10.3. 正当な事由による解除の権利は、影響を受けることなく存続します。
- 10.4. 解除は全て、書面で行う必要があります。
- 10.5. 第 10.2 条に従い SICK が解除する場合、提供された本ソフトウェアを使用するお客様の権利は失効します。お客様は、全てのデータ記憶媒体原本、バックアップ・コピー、別のデータ記憶媒体にある本ソフトウェアの他のコピー、および提供されたプログラム文書を SICK に返還し、本ソフトウェアのあらゆるコピーおよびお客様のシステムにインストールされた文書のあらゆるコピーを削除します。お客様は、返却または削除が完了したことを SICK に書面で確認し、要請を受け次第、適切な形式で証拠を提供します。
- 11. ソフトウェアの保守およびサポート**
- 11.1. SICK が各本ソフトウェアに関して提供する範囲において、ソフトウェアの保守およびサポートへのアクセスについては、契約および／または製品説明書で定められます。
- 11.2. お客様が別途サービスレベル契約書（「SLA」）に署名することが、ソフトウェアの保守およびサポートへのアクセスを取得するための前提条件になる場合があります。
- 12. 瑕疵に対する請求**
- 12.1. 永久的に提供される本ソフトウェアの場合、SICK は、本ソフトウェアが（ダウンロードなどにより）お客様に提供された日から 1 年間（「保証期間」）にわたり、本ソフトウェアが契約で合意された特徴および／または製品説明書に記載される特性を満たすことを保証します。公開された説明書、特にマーケティング資料に記載される技術データならびに仕様書および性能データは、契約上の義務のある財産ではありません。
- 12.2. 本ソフトウェアに瑕疵がある場合、お客様は SICK に対し、合理的な期間内に瑕疵を是正するよう要請することができます。製品説明書からの逸脱および／または明示的に合意され、お客様により証明され、再現可能である特性からの逸脱のみが本ソフトウェアの瑕疵であるとみなされます。提供された本ソフトウェアの最新バージョンで瑕疵が発生しておらず、お客様が当該最新バージョンを使用することが合理的である場合、瑕疵は存在しないとみなされます。
- 12.3. 瑕疵が本ソフトウェアの機能性および可用性に及ぼす影響がごく軽微であるか皆無である場合、SICK は、その包括的なバージョン計画の過程において本ソフトウェアのアップデートを提供することににより当該瑕疵を是正することができます。ただし、それは SICK が合理的な努力により達成可能な範囲内に限られるものとします。
- 12.4. 是正の一環として、SICK は、その選択により、電話、電子メールまたは遠隔アクセスにより遠隔保守を提供することができます。お客様は、瑕疵の是正に必要な範囲において、そのシステムおよびシステムにインストールされた本ソフトウェアへのアクセスを SICK に許可します。これには、(VPN 経由などによる) 遠隔保守を通じて本ソフトウェアにアクセスする可能性も含まれます。お客様は、SICK の要件に基づいて、遠隔アクセスに必要な技術的状況を創出する義務を負います。
- 12.5. お客様が合意した報酬額から通知された瑕疵の経済的価値に相当する部分を差し引いた金額を SICK に支払うまで、SICK は是正を拒否することができます。お客様が検知後直ちに、瑕疵を示す書面の記録、スクリーンショットその他の文書を可能な範囲で提供することによりエラー症状の検証可能な明細とともに瑕疵を書面で報告しない場合、および／または上記第 12.4 条に基づいて遠隔アクセスを SICK に許可しない場合も、SICK は保証を拒否することができます。
- 12.6. 瑕疵の保証期間は、本ソフトウェアの最初のコピーの提供時に起算します。これは、その後のコピーの引き渡しまたはアップデートにおいて初めて発生した瑕疵に関する保証請求には適用されません。SICK が第 12.3 条以降の条項に基づく是正または第 2.11 条に基づくさらなる開発の範囲内でお客様にアップデートを提供する場合、お客様は、本ソフトウェアのうち、既に使用している本ソフトウェアの変更または追加につながる部分に関し、本第 12 条に基づく是正を受けることができます。提供されたアップデートの全部または一部が既に使用している本ソフトウェアと同一である場合はその範囲において、既存の権利および既存の有効期間は引き続き、本ソフトウェアのうち既に使用されている部分に適用されます。
- 12.7. 主張される瑕疵を検証することができなかった場合または適合する検査の結果 SICK の保証義務に帰属させることができない場合（「無瑕疵」）、SICK は、瑕疵の検証および是正に要したその時点で適用レートに基づく費用その他発生した費用をお客様に請求することができます。ただし、お客様が相当な注意を払ったにもかかわらず無瑕疵を確認することができなかった場合は例外とします。
- 12.8. お客様にオープンソース・ソフトウェアが提供される場合はその範囲において、SICK は、この点に関し、瑕疵がないこと、市場性、特定の用途への適切性または権原の瑕疵がないことについて保証義務を負いません。保証および責任の除外の詳細については、文書内にある関連する OSS ライセンス条件、「readme」ファイルおよび／またはお客様に提供されるオープンソース・ソフトウェアのリファレンスファイルをご参照ください。
- 12.9. 暫定的に提供された本ソフトウェアの場合、SICK の保証義務は、本ソフトウェアを提供し、契約に基づく用途に適した状態を維持する

ソフトウェア製品の供給に関する契約約款

(2023年3月)

- ことに限定されるものとします。維持する義務には、IT環境の変化、特にハードウェアまたはオペレーティング・システムの変更など、変更後の運用状況ならびに技術開発および機能開発への本ソフトウェアの適合、競合製品の機能範囲への適合または新たなデータ・フォーマットとの互換性の創出は含まれません。契約締結時に既に存在していた瑕疵の損害賠償に対する厳格責任は除外されます。お客様は、瑕疵の決定および是正に際して SICK をサポートし、瑕疵発生の詳細な状況の原因となった文書へのアクセスを不当な遅滞なく許可します。
- 13. 賠償責任**
- 13.1. SICK、その役員、下請業者、従業員、代理人または協力業者によって引き起こされた、契約に起因または関連する全ての損害、損失または費用およびあらゆる補償義務に関する SICK の賠償責任は、法的事由を問わず、(i) 1 回限りの報酬の場合は、当該報酬または (ii) 繰り返し発生する報酬の場合は、各契約年に支払われるべき報酬に限定されます。いかなる場合も (iii) 100,000 ユーロを契約日の為替レート (TTM レート：対顧客電信伝値) で換算し日本円相当額を上限額とします。(ただしジック株式会社が契約を締結する SICK 法人である場合はその限りではなく、その場合、100,000 ユーロを同じ方法で契約を締結する SICK 法人の所在地の現地通貨に換算した金額を上限額とします。) 上記の意味における契約年とは、契約書に定義される提供日に起因する 12 か月間およびその後の各 12 か月間をいいます。
- 13.2. ただし、本契約約款の第 13.1 条にかかわらず、SICK は、いかなる場合においても間接的損害 (信頼利益損害、利益の逸失、生産のダウンタイム、生産の損失、営業権の喪失ならびに特別損害および懲罰的損害賠償などの間接的または結果的損害を含みますが、これらに限りません。) に責任を負わないものとします。加えて、お客様が第 9.7 条に従いバックアップを作成せず、それ故喪失したお客様データを合理的な努力をもって回復できるようにしていなかったことに基づき損害が生じた場合、SICK は、お客様のデータの喪失に対して責任を負いません。
- 13.3. 本ソフトウェアが無償で提供される場合、SICK は、その使用に起因する損害に対する責任を負いません。
- 13.4. 第 13.1 条および第 13.3 条は、対人傷害に関する契約を締結する SICK 法人の所在地の製造物責任法に基づく請求、故意または重大な過失に起因する損害、他の適用法に基づく対人傷害、ならびに SICK が瑕疵を不法に隠ぺいした場合には適用されません。
- 13.5. 上記の除外および制限は、SICK の役員、従業員、代表者、代理人、協力業者、サプライヤーおよびライセンサーの責任にも適用されません。
- 13.6. SICK に対する損害賠償請求の有効期間は、法で許容される限り 1 年間としますが、故意に損害を生じさせた場合はこの限りではありません。
- 14. 秘密保持**
- 14.1. お客様は、契約の枠組み内で開示された全ての秘密情報の秘密を厳守し、目的を問わず、SICK の書面による事前の承諾がある場合に限り当該秘密情報を使用します。秘密情報には、SICK により秘密であると明示的に表示される情報および開示の状況から秘密性が明らかである情報も含まれます。
- 14.2. 第 14.1 条の義務は、(a) 本契約約款に基づく受領日より前に守秘義務を伴うことなくお客様が知得し、もしくは公知であったこと、または本契約約款に基づく受領日より後に守秘義務を伴うことなく第三者からお客様に適法に開示されたこと、(b) 本契約約款に基づく受領日より前に公知公用であったこと、または (c) 本契約約款に基づく受領日より後にお客様による過失によることなく公知公用になったことをお客様が証明する情報またはその該当する部分には適用されません。
- 14.3. 第 14.1 条に定める義務は、第 14.2 条に定める例外が証明されない限り、契約の終了後も期限を定めることなく存続します。
- 15. データ処理、プライバシー**
- 15.1. SICK は、提供された本ソフトウェアに基づく匿名化されたデータおよび情報を法的に許容された範囲内で収集し、処理する権利を留保します。本ソフトウェアの使用により、お客様は SICK に対し、特に下記の目的のために匿名化されたデータを収集し、処理する非独占的権利を付与します。
- SICK の製品およびサービスの提供および改善
 - 法的要件の遵守
- ウェブ分析およびオンライン・プレゼンスの向上
 - 制限されたウェブサイトの使用および認証のための使用
 - デジタル・サービスの使用 (プラットフォーム提供 or サービス、ニュースレターの購読申し込み/申し込みの解除またはアプリケーションの使用など)
 - SICK のオンラインサービスの不正使用の防止
- 15.2. SICK が上記のデータを収集する権利は、SICK からお客様に付与されたソフトウェア・ライセンスの失効と同時に失効します。ただし、SICK は、既に保存されたデータのコピーを保存し、上記目的のためにそれを使用する権利を引き続き有します。
- 15.3. SICK およびお客様は、適用される各データ保護法を遵守します。
- 15.4. SICK がデータの管理者として個人データを処理する場合、処理の詳細は、各製品に関するプライバシー情報に記載されています。お客様は、このプライバシー情報を関係者に提供することを約束します。
- 15.5. SICK がお客様から個人データの処理を委託される場合、契約当事者は、EU 一般データ保護規則 (GDPR) の第 28 条または個人データの保護に関する他の同等の法律のうちいずれか該当するものに従い、委託された処理に関する契約書に署名します。そのような処理要請が EEA (欧州経済地域) に関係するか否かを問わず、当該契約の締結は必須です。お客様は、この要件を遅滞なくテキスト形式 (電子メールまたは書面) で SICK に通知します。
- 16. 輸出法規の遵守**
- 16.1. お客様は、SICK から提供されたサービスを含む商品、ソフトウェア、テクノロジー (「SICK 品目」) を使用し、配布し、または他の方法で利用に供する際、該当する商取引に適用される全ての税関・輸出管理規則、外国貿易に係る法律および制裁を遵守することを約束します。
- 16.2. お客様は、制裁リストに掲載される者によって直接または間接に支配または所有されておらず、当該者との共通の支配下でないことを確認します。その点に関して変更が生じた場合、お客様は遅滞なく SICK に通知します。
- 16.3. お客様は、輸出法規の遵守を目的として SICK から合理的に要求される全ての情報を提供します。当該情報には最終使用者、最終仕向地および意図された最終用途に関する情報も含まれます (ただし、これらに限られません)。関連する商取引に必要な全ての輸出許可および他の承認を取得するまで、SICK は、いかなる商取引にも拘束されません。SICK は、SICK が発注書または納品予定を確認した場合であっても、管轄当局またはお客様が原因で生じた遅延または不履行につき責任を負いません。
- 16.4. お客様は、自らがこの「輸出法規の遵守」条の定めを遵守しなかったことにより当局その他第三者が請求を提起した場合、これにつき、SICK を完全に補償し、免責します。さらにお客様は SICK に対し、この状況において生じた損失および費用を弁済することを約束します。
- 16.5. お客様は、(i) 大量破壊兵器および/もしくは当該兵器を運搬する能力のあるミサイルの開発、生産、取り扱い、操作、保守、保管、検知、識別または普及に関する使用、ならびに/または (ii) 武器および/もしくは武器システムにおける使用を目的として、SICK 品目を使用せず、配布せず、他の方法で利用に供しないことを約束しました。
- 16.6. お客様がこの「輸出法規の遵守」条のいすれかの定め違反した場合、SICK は、即時効力をもって、契約の全部もしくは一部を解除し、または撤退することができます。お客様に対する全ての請求はその影響を受けることなく存続します。
- 17. 税**
- 17.1. 報酬には源泉徴収税 (該当する場合は) は含まれますが、法定付加価値税 (該当する場合は) は含まれておらず、追加的に請求されます。
- 17.2. お客様が適用される税法に基づき、SICK に支払う報酬から (源泉徴収) 税を徴収し、SICK に代わり納付する義務を負う場合、お客様は SICK に対する支払いから該当する金額を差し引きます。お客様が当該 (源泉徴収) 税の徴収および納付を行わない場合、お客様は、この点に関して SICK に生じる全ての追加費用を負担します。
- 17.3. お客様は、法規制に従い可能な限り、当該 (源泉徴収) 税の減額または還付請求に際して SICK を支援します。したがって、お客様は、当該源泉徴収の要件に関して報酬から何らかの金額を控除する前に適時に SICK に通知します。お客様はさらに、納税証明書その他 SICK が (源泉徴収) 税の控除または還付を受けるために要求する全ての文書を SICK に提供します。お客様が源泉徴収の要件に関して

ソフトウェア製品の供給に関する契約約款 (2023年3月)

SICK に通知せず、または必要文書を適時に提供しなかったために SICK が（源泉徴収）税の減額または還付請求を行うことができない場合、お客様は、当該（源泉徴収）税を SICK に弁済します。

18. 最終条項

- 18.1. 継続的契約に関し、SICK は、本ソフトウェア約款またはテキスト形式（電子メールまたは書面）の個別条項の変更をお客様に申し出ることがあります（契約の変更）。当該契約変更の申し出は、お客様が各申し出の受領から4週間以内にテキスト形式の契約書に対する当該変更に対して異議を申し立てない場合は承諾されたものとみなされます。SICK はお客様に対し、上記期間の開始時に、異議申し立てを行わなかった場合の影響を明示的に通知することを約束します。
- 18.2. 本ソフトウェア約款のいずれかの条項が無効もしくは執行不能である、またはそうなった場合でも、それ以外の残余条項の有効性はその影響を受けることなく存続します。その場合、無効または執行不能な条項は、意図される経済目的を達成するような方法で解釈し、または置き換える必要があります。上記の定めは、契約の遵守がいずれかの契約当事者にとって不当な負担になる場合は適用されません。
- 18.3. 本ソフトウェア約款およびそれに起因する全ての義務は、契約を締結する SICK 法人の所在地の法に準拠しますが、抵触法の原則は適用しません。国際私法および国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用は除外されるものとします。
- 18.4. 本契約に起因または関連する全ての紛争は、国際商業会議所（ICC）仲裁規則に基づき、当該規則に従って指名された3名の仲裁人によって最終的に解決されます。仲裁場所は、契約を締結する SICK 法人の所在地とします。仲裁の言語は、日本語または英語とします。ただし、上記事項にかかわらず、ジック株式会社と登記上の事務所を日本国内に有する日本の事業体との間で締結された契約に起因または関連する全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、その管轄権に付託されます。
